

しまだ市民遺産認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において将来の世代に引き継ぎ、又は語り継いでいくべき文化遺産、伝統行事、祭り、景観その他の地域の遺産をしまだ市民遺産（以下「市民遺産」という。）として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつことができるような環境を醸成することを目的とする。

(認定基準)

第2条 市民遺産として認定する地域の遺産は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものであって、市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存等の活動を行っているものとする。

- (1) 地域の歴史や文化を象徴しているもの
- (2) 地域の伝統行事として親しまれているもの
- (3) 地域の生活文化の特色を示しているもの
- (4) 地域の特筆すべき景観
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に認定に値するもの

2 前項の規定にかかわらず、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による指定文化財及び登録文化財は、市民遺産の認定の対象としない。

(推薦)

第3条 地域の遺産を市民遺産に推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、別に定める期間内に、しまだ市民遺産認定推薦書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 概要、沿革又は由来に関する書類
- (2) 現況を撮影した写真
- (3) 位置図
- (4) 団体の会則又は規約（推薦者が団体の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 推薦者以外の者が所有しているものを市民遺産に推薦しようとする場合は、前項に掲げるもののほか、当該市民遺産に推薦しようとするものの所有者、所有団体、管理者、管理団体等（以下「所有者等」という。）の同意書の写し及び所有者等の会則又は規約（所有者等が団体の場合に限る。）を添付するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定により推薦があったときは、第7条に規定する審査委員会の審議を経て、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定したときはしまだ市民遺産認定通知書（様式第2号）により、認定しないときはその旨を推薦者及び所有者等に通知するものとする。

(周知)

第5条 市長は、市のホームページ等で、市民遺産として認定された地域の遺産を広く周知するものとする。

(認定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民遺産の認定を取り消すことができる。

- (1) 市民遺産としての価値を失ったと認められるとき。
- (2) 市民遺産としての適格性を欠くと認められるとき。
- (3) 推薦者又は所有者等から認定の取消しの申出があったとき。
- (4) その他市長が取り消すことが適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、しまだ市民遺産認定取消通知書（様式第3号）により、推薦者及び所有者等に通知するものとする。

（審査委員会）

第7条 市民遺産の認定に係る審査をするため、しまだ市民遺産審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第8条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各種団体が推薦する者
- (2) 市民
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市民遺産の認定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第10条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員会の庶務）

第11条 委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

しまだ市民遺産認定推薦書

年 月 日

島田市長

住 所 } 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

推薦者 氏 名 } 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 ㊞

電話番号

しまだ市民遺産の認定について、しまだ市民遺産認定事業実施要綱第3条第1項の規定により、次のとおり推薦します。

| | |
|----------|--|
| フリガナ | |
| 名 称 | |
| 所 在 地 | |
| 所有（管理）者 | |
| 規 模 等 | |
| 推薦理由 | |
| 保存・継承の計画 | |
| 活用の計画 | |

(注)

- 1 所有者以外の者が管理している場合は、所有（管理）者の欄に管理者の氏名も併せて記入してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 概要、沿革又は由来に関する書類
 - (2) 現況を撮影した写真
 - (3) 位置図
 - (4) 団体の会則又は規約（推薦者又は所有者等が団体の場合に限る。）
 - (5) その他

様式第2号（第4条関係）

しまだ市民遺産認定通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長



年 月 日付けで推薦のあったものについて、次のとおり認定しましたので、しまだ市民遺産認定事業実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

1 名称

2 所在地

3 認定番号

様式第3号（第6条関係）

しまだ市民遺産認定取消通知書

第 年 月 日
号 日

様

島田市長



年 月 日付け 第 号で認定したしまだ市民遺産について、次のとおり認定を取り消しましたので、しまだ市民遺産認定事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 名称

2 所在地

3 認定番号

4 取消年月日

5 取消理由